



Organization Accredited
by Joint Commission International

埼玉医科大学国際医療センター 病理専門研修プログラム

I 埼玉医科大学国際医療センター病理専門研修プログラムの内容と特色

○プログラムの理念 [整備基準 1-①■]

埼玉医科大学国際医療センター病理診断科を基幹施設とする専門研修プログラムでは、とりわけ腫瘍性病変を柱とした豊富な症例を対象に、熟練した教官による充実した指導により、専門性の高い病理診断を行える技能を習得することに重点を置いている。一人の専攻医に対し複数の指導医が教育・評価を行い、専攻医の技能習得状況や将来の目指す方向に応じた修練の環境を提供できる。また、腫瘍性病変以外にも連携施設との密な「教育網」の構成により適切な症例を偏りのない内容で提供することも十分に可能である。第一線の医療現場においてやがて核となるような専攻医を世に送り出すことを目指している。

○プログラムにおける目標 [整備基準 2-②■]

- ・ 病理診断技能を磨く上で、臨床検査技師、細胞診検査士や臨床医との協調・連携を重視し、難解・困難例などの対応技能を習得することで、病理医が不足している地域の病院で即戦力となるような人材を養成する。
- ・ 教育者や研究者などに進むことを望む専攻医に対しても幅広い基礎的な知識や経験を積めるような、個々の資質に応じた研鑽の場を柔軟に提供していく。
- ・ 専攻医は、探求心・向上心をもって症例検討会やセミナーなどに参加し、生涯にわたって持続できる学習欲を自ら啓発していく。
- ・ 自己の病理診断能力を客観的に把握し、対象がその限界を超えると判断した時は、指導医や専門家の助言を求める対応力を身につける。
- ・ 病理診断科・部の管理運営の在り方、さらには当該施設における中枢的機能の維持など、診断技能以外の面にも関心を持ち合わせた医療人となることを目指す。
- ・ 病理診断に不可欠な技術、手法、設備、精密機械などへの関心を高めていく。

○プログラムの実施内容 [整備基準 2-③■]

1 経験できる症例数と疾患内容 [整備基準 2-③ i、ii、iii■]

- ・ 本専門研修プログラムでは、組織診断や迅速診断に関しては受験資格要件を十分に満たし、実力を身につけるだけの経験をするのが可能である。また、病理解剖に関して、連携群でも十分に、技能を磨き指導を仰ぐことができる。疾患の内容としても、当該施設は腫瘍性病変を中心に組織診断が年間 10000 件に及ぶ。かつ、大規模病院との連携により、質的

にも豊富な症例を学ぶ環境が用意されている。専攻医の年次や習得状況に応じ、連携群の中から適切な施設へ派遣することで、仮に当該基幹施設では十分といえない領域も過不足なくカバーされる。

2 カンファレンスなどの学習機会

- ・ 本専門研修プログラムでは、個々の症例の診断を通じて知識を蓄積していくことにより、診断に直結した形で学ぶ一方で、個々の臨床科の、および横断的カンファレンスや勉強会に参加することにより希少症例や難解症例に触れる機会が多く設けられている。また、各サブスペシャリティを有する病理専門医からのレクチャー、当該科全体の検討会、研究会などにより、より専門的な知識の整理・習得が可能である。

3 地域医療の経験（病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療など）[整備基準 2-③ iv ■]

- ・ 本専門研修プログラムでは、病理医不在の病院に対し、病理診断や解剖など、随時可能な病理業務の支援体制を整えており、それらの経験を積む機会も用意している。

4 学会などの学術活動 [整備基準 2-③ v ■]

- ・ 本専門研修プログラムでは、専攻医は病理学会総会における発表を必須としている。また、症例や解剖例に関しては報告書を作成するだけでなく、これらの中から学術的に意義深い症例を支部学術集会、地区の病理医会などでの報告、国内外の専門誌への投稿を推奨し、かつ指導している。

選考について

病理領域は9月中に全施設でほぼ一斉に行う予定になっています。一次選考で決まらない場合は、二次、三次を行うことがあります。

○研修プログラム（スケジュール）

- ・ 本プログラムでは、(1) 専攻医が大学院に進学し、大学院生として病理専門医研修を進めると同時に、後半からは研究活動を開始、医学博士を取得するコース（大学院コース）、および(2) 高レベルの診断病理医を目指してより多くの経験を積むコース（専門研修コース①～③）を用意している。

本プログラムにおける施設分類の説明（各施設に関しては連携施設一覧を参照）

- ・ 基幹施設：埼玉医科大学国際医療センター病理診断科
- ・ 連携施設 1 群：複数の常勤病理専門指導医の元、豊富な症例を有しており、専攻医が所属し十分な教育を行える施設
- ・ 連携施設 2 群：常勤病理指導医がおり、十分な指導が行える施設

パターン①（専門研修コース①）

- 1 年目：基幹施設（必要に応じ、1 群もしくは 2 群連携施設での研修週 1 日）
- 2 年目：連携施設 1 群
- 3 年目：基幹施設＋連携施設 2 群(週 1 日)

- ・ 1 年目に基幹施設、2 年目に 1 群連携施設にて基本的手技を学ぶことにより、より広い視野を身に付けることが期待できる。

パターン②（専門研修コース②）

- 1 年目：基幹施設
- 2 年目：基幹施設＋連携施設 1 群(週 1 日)
- 3 年目：基幹施設＋連携施設 2 群(週 1 日)

- ・ 1 年目は基幹施設で基本手技を身につける。2 年目は 1 群、3 年目に 2 群連携施設での研修を加え、幅広く豊富な症例を経験することができる。

パターン③（専門研修コース③）

- 1 年目：1 群もしくは 2 群連携施設。
- 2 年目：基幹施設
- 3 年目：1 群もしくは 2 群専門研修連携施設

- ・ 連携施設で専門研修を開始するパターン。初期研修終了後、同じ施設での病理専門研修を希望する場合など、スムーズに移行可能である。2 年目は基幹施設、3 年目は別の連携施設で研修を行い、幅広く豊富な症例を経験することができる。

パターン④（大学院コース）

- 1 年目：連携施設 1 群
- 2 年目：基幹施設＋連携施設 2 群(週 1 日)
- 3 年目：基幹施設＋連携施設 2 群(週 1 日)

- ・ 1 年目は 1 群連携施設にて研修を行い、基本手技を学ぶ。2 年目と 3 年目は主に基幹施設にて研修を行い、専門分野の知識と診断能力、および研究への意識を養う。3 年目からは実際に研究活動を開始する。

パターン⑤転向者向け（他の基本領域専門医資格保持者が病理専門研修を開始する場合に限定した対応パターン）

- 1 年目：連携施設＋基幹施設（週 1 日以上）

- 2年目：連携施設＋基幹施設（週1日以上）
- 3年目：連携施設＋基幹施設（週1日以上）

○研修連携施設

1. 専門医研修基幹病院および研修連携施設の一覧 [整備基準 5-①②⑨■、6-②■]

施設名	担当領域	施設分類	病床数	専任病理医	病理専門医	剖検数	組織診	迅速診	細胞診
埼玉医科大学 国際医療センター	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	基幹施設	700	6	6	33 (30)	9343	1199	7379
埼玉医科大学 病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設1群	888	6	5	38 (1)	7770	91	10850
埼玉医科大学 総合医療センター	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設1群	984	11	5	36 (1)	10676	468	11166
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設2群	268	1	1	3	1029	160	3180
国立病院機構 埼玉病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設2群	350	1	1	11 (5)	6133	181	5800

※ () 内は本プログラムに投入される教育資源数です

2. 専門研修施設群の地域とその繋がり [整備基準 5-④⑥⑦■]

埼玉医科大学国際医療センター病理診断科の専門研修施設群は、連携施設 1 群：本学・大学病院中央病理診断部（毛呂山）、連携施設 1 群：総合医療センター病理部（川越）、および埼玉県内にある、連携施設 2 群：県立循環器・呼吸器病センターと連携施設 2 群：国立病院機構埼玉病院である。これらは、地域の中核病院で、かつ全国レベルでも高次元の担う大学病院からなる。

本研修プログラムの専門研修施設群における解剖症例数の合計は、年平均 37 症例、病理専門医指導医数は 8 名以上在籍していることから、1 名ほど（年平均 1 名）の専攻医を受け入れ可能である。

本研修プログラムでは、十分な技能を有していると判断された専攻医は、地域に密着した中小病院へ非常勤として派遣される。この中で、地域医療の中で病理診断の持つべき意義を理解した上で診断の重要さや、自立して責任を持って行動することを学ぶ機会とする。

本研修プログラムでは、連携施設に派遣された際にも週 1 回は基幹施設である埼玉医科大学国際医療センター病理診断科においての、各種カンファレンスや勉強会に参加することを義務とする。なお、本学 3 病院での研修に加えて、上記連携 2 群施設の県立循環器・呼吸器病センターでは主に呼吸器疾患（非腫瘍）に重点を置き、国立病院機構埼玉病院では心血管の病理を学ぶことが可能である。

○研修カリキュラム [整備基準 3-①②③④■]

1. 埼玉医科大学国際医療センター病理診断科

i 組織診断

- 本研修プログラムの基幹施設である当該病理診断科では、研修中は月毎に編成される日替わり業務当番に組み込まれる。当番には、組織診、細胞診、迅速、切出、解剖があり、それぞれの研修内容が規定されている。研修中の指導医は固定せず、その日の指導には、迅速・生検・細胞診に 1 人、切出に 1 人、解剖に 1 人の計 3 人の指導医が割り当てられている。各当番の回数は、専攻医の習熟度や状況に合わせて調節され、無理なく研修を積むことが可能である。
- 各臨床科とは週 1 回～月 1 回のカンファレンスが組まれており、担当症例は専攻医が発表・討論することにより、病態と診断過程を深く理解し、診断から治療にいたる計画作成の道筋を学ぶことができる。

ii 解剖症例

- 解剖に関しては、数か月の見学を経て助手を経験させ、その後専攻医の習熟度を評価しながら執刀を担当することになる。その後も適宜助手として参加させることにより、頸部・骨盤・脳・脊髄の円滑な検索が可能な技能を習得できるようにする。執刀症例は全例臨床病理カンファレンスの対象となり、カンファレンスではプレゼンテーションを行う。

iii 学術活動

- 病理学会や学術集会、および各種の研究会・セミナーに専攻医は積極的に参加することとする。また、週に一回診断勉強会を開き、症例や最新トピックスを診断医が共有する機会を設けている。

iv 自己学習環境 [整備基準 3-③]

- 基盤施設である埼玉医科大学国際医療センター病理診断科では、専攻医マニュアル（研修すべき知識・技術・疾患名リスト） p.9～に記載されている疾患、病態を対象として、疾患コレクションを随時整備しており、経験できなかった疾患を補える体制を構築している。医療安全・医療倫理等の学習 [整備基準 3-②2]
- 埼玉医科大学国際医療センターでは、診断業務や研究活動を遂行する上で必要な法規などについての学習の機会も与えられている。また、医療倫理、医療安全、院内感染対策など

の事例学習会や、専門家を招いてのセミナーを月1回程度で開催している。この他、DVD講習や e-learning などの機会を提供し、医療の質向上のための研修が可能である。

v 1日の過ごし方

	診断当番日	当番外
午前	手術材料切出	手術材料診断
	(随時)	
	迅速診断	
	病理解剖	
午後	生検・手術材料 診断	解剖症例報告書作成 カンファレンス準備
	指導医による診 断内容チェック	カンファレンス参加

vi 週間予定表

- 月曜日 解剖例検討会、解剖例肉眼チェック・婦人科（毎週）
- 火曜日 診断カンファレンス、抄読会・乳腺・肝胆膵カンファレンス（各月1）
- 水曜日 上部消化管カンファレンス（隔週）
- 木曜日 呼吸器・骨軟部カンファレンス（各月1）
- 金曜日 泌尿器・頭頸部カンファレンス（隔週）

vii 年間スケジュール

- 3月 送迎会
- 4月 歓迎会
- 4・5月 病理学会総会
- 7月 病理専門医試験
納涼会
- 10・11月 病理学会秋季総会
解剖体追悼式
- 12月 研究発表会
忘年会

○研究 [整備基準 5-⑧ ■]

- ・ 本研修プログラムでは基幹施設である埼玉医科大学国際医療センター病理診断科および学内全体のミーティング、カンファレンス、研究発表会に参加することが推奨している。また、診断医として基礎的な技能を習得したと判断される専攻医は、指導教官のもと研究にも参加できる。

○評価 [整備基準 4-①② ■]

- ・ 本プログラムでは各施設の評価責任者とは別に専攻医それぞれに基幹施設に所属する担当指導医を配置する。各担当指導医は1～2名の専攻医を受け持ち、専攻医の知識・技能の習得状況や研修態度を把握・評価する。

- ・ 半年ごとに開催される専攻医評価会議では、担当指導医はその他の各指導医から専攻医に対する評価を集約し、施設評価責任者に報告する。

○進路 [整備基準 2-①■]

- ・ 研修終了後 1 年間は基幹施設において、診療、研究、教育に携わりながら、研修中に不足している内容を習得する。その後も引き続き基幹施設において診療においてはサブスペシャリティ領域の確立、さらには研究の発展、指導者としての経験を積むことを原則としているが、本人の希望などを踏まえ、留学や連携施設の専任病理医として活躍することも可能である。

○労働環境 [整備基準 6-⑦■]

1 勤務時間

- ・ 平日 9 時～17 時が基本だが、専攻医の担当症例診断状況によっては、時間外の業務も行うことがある。

2 休日

- ・ 日曜日、祭日は原則として休日である。

3 給与体系

- ・ 基幹施設に所属する際には、卒業年度に応じた給与を受ける。大学院生（社会人）の場合は臨床手当の支給がある一方で、大学院生としての学費を支払う必要がある。連携施設では、それぞれの規定によって給与が支払われる。

○運営

専攻医受入数について [整備基準 5-⑤■]

1. 本研修プログラムの専門研修施設群における解剖症例数の合計は、年平均 121 症例、病理専門指導医数は 14 名以上在籍していることから、5 名ほど（年平均 5 名）の専攻医を受け入れ可能である。

実際の受入れ人数は、専門研修施設群で 5 名程度を予定している。基幹施設である埼玉医科大学国際医療センター病理診断科では年度次ごとに 3 名程度の受入れを予定している。受入時の身分は、助教であるが、大学院生の場合は病院診療医としても研修を行う。連携施設では、各施設 1～2 名の受入れを予定している。

2. 運営体制 [整備基準 5-③■]

- ・ 本研修プログラムの基幹施設である埼玉医科大学国際医療センター病理診断科においては、5 名の病理専門研修指導医が所属している。また、連携施設のすべてにおいて病理常勤医・病理専門研修指導医（1 名以上）による教育・指導体制が整っているが、研修群全体の整備や運営の統括を下記責任者の元、当該基幹施設が行う。

3. プログラム役職の紹介

i プログラム統括責任者 [整備基準 6-⑤■]

安田 政実（やすだ まさのり）

所属：埼玉医科大学国際医療センター病理診断科

資格：病理専門医・指導医

略歴：東海大学医学部病理診断科・助教授・診断科長

埼玉医科大学国際医療センター病理診断科・教授・診療部長

ii 施設評価責任者

埼玉医科大学国際医療センター	安田政実
埼玉医科大学病院	佐々木惇
埼玉医科大学総合医療センター	田丸淳一
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	清水禎彦
国立病院機構埼玉病院	三戸聖也

II 病理専門医制度共通事項

1 病理専門医とは

① 病理科専門医の使命 [整備基準 1-②■]

病理専門医は病理学の総論的知識と各種疾患に対する病理学的理解のもと、医療における病理診断（剖検、手術標本、生検、細胞診）を的確に行い、臨床医との相互討論を通じて医療の質を担保するとともに患者を正しい治療へと導くことを使命とする。また、医療に関連するシステムや法制度を正しく理解し社会的医療ニーズに対応できるような環境作りにも貢献する。さらに人体病理学の研鑽および研究活動を通じて医学・医療の発展に寄与するとともに、国民に対して病理学的観点から疾病予防等の啓発活動にも関与する。

② 病理専門医制度の理念 [整備基準 1-①■]

病理専門医制度は、日本の医療水準の維持と向上に病理学の分野で貢献し、医療を受ける国民に対して病理専門医の使命を果たせるような人材を育成するために十分な研修を行える体制と施設・設備を提供することを理念とし、このために必要となるあらゆる事項に対応できる研修環境を構築する。本制度では、専攻医が研修の必修項目として規定された「専門医研修手帳」に記された基準を満たすよう知識・技能・態度について経験を積み、病理医としての基礎的な能力を習得することを目的とする。

2 専門研修の目標

① 専門研修後の成果 (Outcome) [整備基準 2-①■]

専門研修を終えた病理専門医は、生検、手術材料の病理診断、病理解剖といった病理医が行う医療行為に習熟しているだけでなく、病理学的研究の遂行と指導、研究や医療に対する倫理的事項の理解と実践、医療現場での安全管理に対する理解、専門医の社会的立場の理解等についても全般的に幅広い能力を有していることが求められる。

② 到達目標 [整備基準 2-②■]

i 知識、技能、態度の目標内容

参考資料：「専門医研修手帳」 p. 11～37

「専攻医マニュアル」 p. 9～「研修すべき知識・技術・疾患名リスト」

ii 知識、技能、態度の修練スケジュール [整備基準 3-④]

研修カリキュラムに準拠した専門医研修手帳に基づいて、現場で研修すべき学習レベルと内容が規定されている。

I. 専門研修 1 年目 ・ 基本的診断能力 (コアコンピテンシー)、 ・ 病理診断の基本的知識、技能、態度 (Basic/Skill level I)

II. 専門研修 2 年目 ・ 基本的診断能力 (コアコンピテンシー)、 ・ 病理診断の基本的知識、技能、態度 (Advance-1/Skill level II)

III. 専門研修 3 年目 ・ 基本的診断能力 (コアコンピテンシー)、 ・ 病理診断の基本的知識、技能、態度 (Advance-2/Skill level III)

iii 医師としての倫理性、社会性など

・ 講習等を通じて、病理医としての倫理的責任、社会的責任をよく理解し、責任に応じた医療の実践のための方略を考え、実行することができることが要求される。

・ 具体的には、以下に掲げることを行動目標とする。

1) 患者、遺族や医療関係者とのコミュニケーション能力を持つこと、

- 2) 医師としての責務を自立的に果たし、信頼されること（プロフェッショナリズム）、
- 3) 病理診断報告書の的確な記載ができること、
- 4) 患者中心の医療を実践し、医の倫理・医療安全にも配慮すること、
- 5) 診断現場から学ぶ技能と態度を習得すること、
- 6) チーム医療の一員として行動すること、
- 7) 学生や後進の医師の教育・指導を行うこと、さらに臨床検査技師の育成・教育、他科臨床医の生涯教育に積極的に関与すること、
- 8) 病理業務の社会的貢献（がん検診・地域医療・予防医学の啓発活動）に積極的に関与すること。

③ 経験目標 [整備基準 2-③■]

i 経験すべき疾患・病態

参考資料：「専門医研修手帳」と「専攻医マニュアル」 参照

ii 解剖症例

主執刀者として独立して実施できる剖検 30 例を経験し、当初 2 症例に関しては標本作製（組織の固定、切り出し、包埋、薄切、染色）も経験する。

iii その他細目

現行の受験資格要件（一般社団法人日本病理学会、病理診断に関わる研修についての細則第 2 項）に準拠する。

iv 地域医療の経験（病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療など）

地域医療に貢献すべく病理医不在の病院への出張診断（補助）、出張解剖（補助）、テレパソロジーによる迅速診断、標本運搬による診断業務等の経験を積むことが望ましい。

v 学術活動

・人体病理学に関する学会発表、論文発表についての経験数が以下のように規定されている。人体病理学に関する論文、学会発表が 3 編以上。

- (a) 業績の 3 編すべてが学会発表の抄録のみは不可で、少なくとも 1 編がしかるべき雑誌あるいは"診断病理"等に投稿発表されたもので、少なくとも 1 編は申請者本人が筆頭であること。
- (b) 病理学会以外の学会あるいは地方会での発表抄録の場合は、申請者本人が筆頭であるものに限る。
- (c) 3 編は内容に重複がないものに限る。
- (d) 原著論文は人体病理に関するものの他、人体材料を用いた実験的研究も可。

3 専門研修の評価

① 研修実績の記録方法 [整備基準 7-①②③■]

研修手帳の「研修目標と評価表」に指導医が評価を、適時に期日を含めた記載・押印して蓄積する。

「研修目標と評価表」の p. 30～「Ⅲ. 求められる態度」ならびに推薦書にて判断する。医者以外の多職種評価も考慮する。最終評価は複数の試験委員による病理専門医試験の面接にて行う。

参考資料：「専門医研修手帳」

②形成的評価〔整備基準 4-①■〕

1) フィードバックの方法とシステム

- ・評価項目と時期については専門医研修手帳に記載するシステムとなっている。
- ・具体的な評価は、指導医が項目ごとに段階基準を設けて評価している。
- ・指導医と専攻医が相互に研修目標の達成度を評価する。
- ・具体的な手順は以下の通りとする。

- 1) 専攻医の研修実績および評価の報告は「専門医研修手帳」に記録される。
- 2) 評価項目はコアコンピテンシー項目と病理専門知識および技能、専門医として必要な態度である。
- 3) 研修プログラム管理委員会は中間報告と年次報告の内容を精査し、次年度の研修指導に反映させる。

2) (指導医層の) フィードバック法の学習 (FD)

- ・指導医は指導医講習会などの機会を利用してフィードバック法を学習し、より良い専門医研修プログラムの作成に役立てる。FDでの学習内容は、研修システムの改善に向けた検討、指導法マニュアルの改善に向けた検討、専攻医に対するフィードバック法の新たな試み、指導医・指導体制に対する評価法の検討、などを含む。

③総括的評価〔整備基準 4-②■〕

1) 評価項目・基準と時期

修了判定は研修部署（施設）の移動前と各年度終了時に行い、最終的な修了判定は専門医研修手帳の到達目標とされた規定項目をすべて履修したことを確認することによって行う。

2) 評価の責任者

- ・年次毎の各プロセスの評価は当該研修施設の指導責任者が行う。
- ・専門研修期間全体を総括しての評価は研修基幹施設のプログラム総括責任者が行う。

3) 修了判定のプロセス

研修基幹施設は、各施設での知識、技能、態度それぞれについて評価を行い、総合的に修了判定を可とすべきか否かを判定し、プログラム統括責任者の名前で修了証を発行する。知識、技能、態度の項目の中に不可の項目がある場合には修了とはみなされない。

4) 他職種評価

検査室に勤務するメディカルスタッフ（細胞検査士含む臨床検査技師や事務職員など）から毎年度末に評価を受ける。

4 専門研修プログラムを支える体制と運営

① 運営〔整備基準 6-①④■〕

専攻医指導基幹施設である埼玉医科大学国際医療センター病理診断科には、統括責任者（委員長）をおく。専攻医指導連携施設群には、連携施設担当者を置く。

② 基幹施設の役割〔整備基準 6-②■〕

研修基幹施設は専門研修プログラムを管理し、当該プログラムに参加する専攻医および連携施設を統括し、研修環境の整備にも注力する。

③ プログラム統括責任者の基準、および役割と権限〔整備基準 6-⑤〕

病理研修プログラム統括責任者は専門医の資格を有し、かつ専門医の更新を2回以上行っていること、指導医となっていること、さらにプログラムの運営に関する実務ができ、かつ責任あるポストについていることが基準となる。また、その役割・権限は専攻医の採用、研修内容と修得状況を評価し、研修修了の判定を行い、その資質を証明する書面を発行することである。また、指導医の支援も行う。

④ 病理専門研修指導医の基準 [整備基準 6-③■]

- ・専門研修指導医とは、専門医の資格を持ち、1回以上資格更新を行った者で、十分な診断経験を有しかつ教育指導能力を有する医師である。
- ・専門研修指導医は日本病理学会に指導医登録をしていること。

⑥ 指導者研修 (FD) の実施と記録 [整備基準 7-③■]

指導者研修計画 (FD) としては、専門医の理念・目標、専攻医の指導・その教育技法・アセスメント・管理運営、カリキュラムやシステムの開発、自己点検などに関する講習会 (各施設内あるいは学会で開催されたもの) を受講したものを記録として残す。

5 労働環境

① 専門研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件 [整備基準 5-⑩■]

- ・専門研修プログラム期間のうち、出産に伴う6ヶ月以内の休暇は1回までは研修期間にカウントできる。
- ・疾病での休暇は6ヶ月まで研修期間にカウントできる。
- ・疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものの添付が必要である。
- ・週20時間以上の短時間雇用者の形態での研修は3年間のうち6ヶ月まで認める。
- ・上記項目に該当する者は、その期間を除いた常勤での専攻医研修期間が通算2年半以上必要である。研修期間がこれに満たない場合は、通算2年半になるまで研修期間を延長する。
- ・留学、診断業務を全く行わない大学院の期間は研修期間にカウントできない。
- ・専門研修プログラムを移動することは、移動前・後のプログラム統括責任者の承認のみならず、専門医機構の病理領域の研修委員会での承認を必要とする。

6 専門研修プログラムの評価と改善

① 専攻医による指導医および研修プログラムに対する評価 [整備基準 8-①■]

専攻医からの評価を用いて研修プログラムの改善を継続的に行う。「専門医研修手帳」p. 38 受験申請時に提出してもらう。なお、その際、専攻医が指導医や研修プログラムに対する評価を行うことで不利益を被ることがないことを保証する。

② 専攻医等からの評価をシステム改善につなげるプロセス [整備基準 8-②■]

通常の改善はプログラム内で行うが、ある程度以上の内容のものは審査委員会・病理専門医制度運営委員会に書類を提出し、検討し改善につなげる。同時に専門医機構の中の研修委員会からの評価及び改善点についても考慮し、改善を行う。

③ 研修に対する監査 (サイトビジット等) ・調査への対応 [整備基準 8-③■]

- ・研修プログラムに対する外部からの監査・調査に対して、研修基幹施設責任者および連携施設責任者は真摯に対応する。
- ・プログラム全体の質を保証するための同僚評価であるサイトビジットは非常に重要であるこ

とを認識すること。

・専門医の育成プロセスの制度設計と専門医の質の保証に対しては、指導者が、プロフェッショナルとしての誇りと責任を基幹として自立的に行うこと。

7 専攻医の採用と修了

① 採用方法 [整備基準 9-①■]

専門医機構および日本病理学会のホームページに、専門研修プログラムの公募を明示する。時期としては初期研修の後半（10月末）に行う。書類審査とともに随時面接などを行い、あるプログラムに集中したときには、他のプログラムを紹介するようにする。なお、病理診断科の特殊性を考慮して、その後も随時採用する。

② 修了要件 [整備基準 9-②■]

プログラムに記載された知識・技能・態度にかかわる目標の達成度が総括的に把握され、専門医受験資格がすべて満たされていることを確認し、修了判定を行う。最終的にはすべての事項について記載され、かつその評価が基準を満たしていることが必要である。

病理専門医試験の出願資格

- (1) 日本国の医師免許を取得していること
- (2) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること
- (3) 出願時3年以上継続して病理領域に専従していること
- (4) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定）を修了していること
- (5) 上記（4）の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、3年以上人体病理学を実践した経験を有していること。また、その期間中に病理診断に関わる研修を修了していること。その細則は別に定める。

専門医試験の受験申請に関わる提出書類

- (1) 臨床研修の修了証明書（写し）
- (2) 剖検報告書の写し（病理学的考察が加えられていること） 30例以上
- (3) 術中迅速診断報告書の写し 50件以上
- (4) CPC 報告書（写し） 病理医としてCPCを担当し、作成を指導、または自らが作成したCPC報告書2例以上（症例は（2）の30例のうちでよい）
- (5) 病理専門医研修指導責任者の推薦書、日本病理学会が提示する病理専門医研修手帳
- (6) 病理診断に関する講習会、細胞診講習会、剖検講習会、分子病理診断に関する講習会の受講証の写し
- (7) 業績証明書：人体病理学に関連する原著論文の別刷り、または学会発表の抄録写し3編以上
- (8) 日本国の医師免許証 写し
- (9) 死体解剖資格認定証明書 写し

資格審査については、病理専門医制度運営委員会が指名する資格審査委員が行い、病理専門医制度運営委員会で確認した後、日本専門医機構が最終決定する（予定）。

上記受験申請が委員会で認められて、はじめて受験資格が得られることとなる。